

窓口での本人確認にご協力ください

3・4月は就職や進学で引っ越す方が多く、窓口が大変混み合います

本人になりすましての証明書などの不正取得や虚偽の届け出を防ぐため、窓口に来た方の本人確認を行っています。窓口にお越しの際は、次の本人確認書類をお持ちください。

本人確認書類

公的機関が発行した写真付きのもの

個人番号カード(マイナンバー)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など



1点

①公的機関が発行した写真無しのもの

健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、年金証書など



①を2点

または

②その他の書類

学生証(写真付き)、法人が発行した身分証明書(写真付き)、診察券、預貯金通帳など

①を1点と
②を1点以上

※マイナンバーの通知カードは本人確認書類ではありません、ご注意ください。

誰が

手続きできるの？

▶住民票や税証明などの請求、住所変更の手続き
本人および本人と同じ世帯の方
親族でも世帯が別の場合は、委任状が必要。

▶戸籍の請求

戸籍に記載されている本人および配偶者と直系親族(子、孫、父母、祖父母)

その戸籍に記載のない親族(兄弟姉妹、甥姪^{おいぬい}など)が請求する場合は、委任状が必要。ただし、相続人が相続手続きをする場合は不要。

▶印鑑登録証明書の請求

印鑑登録証(カード)が必要



午後7時まで

市役所本庁で住所変更などの受付時間を延長

4月は転入する方などが増えるため、窓口の受付時間を延長します。

期 間 4月1日(金)から7日(木)まで(土・日曜日を除く)

受付時間 午後7時まで

手続きの種類 住所変更手続きや戸籍、住民票、税証明の発行など

北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターは、通常の受付時間となります。

問合せ先 市民サービス課市民係